

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の開催について

令和7年3月18日
総合教育政策局長決定
令和7年5月1日改訂
令和8年3月25日改訂

1. 趣旨

我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。

文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要であることが盛り込まれた。

現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 指導内容の深化・充実
- (2) 指導体制の確保・充実
- (3) 日本語指導担当教師等の指導力の向上
- (4) 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙に掲げる者をもって構成する。本会議の座長は、総合教育政策局長が定める者とする。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

令和7年4月1日～令和9年3月末まで

5. その他

- (1) 有識者会議に関する庶務は、総合教育政策局国際教育課において処理する。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 委員一覧

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院大学人間教育学部人間教育学科准教授
工 藤 和 志	葛飾区立青葉中学校校長
小 島 祥 美	東京外国語大学多言語多文化共生センター長准教授
齋 藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐 古 秀 一	鳴門教育大学学長
佐 藤 郡 衛	東京学芸大学名誉教授 国際交流基金日本語国際センター所長
高 階 章 一	大阪府立大阪わかば高等学校校長
徳 永 智 子	筑波大学人間系准教授
野 口 晃 菜	一般社団法人 UNIVA 理事
バトラー 後藤 裕子	ペンシルバニア大学教育大学院言語教育学部教授
浜 田 麻 里	京都教育大学国文学科教授
平 田 郁 美	群馬県教育委員会教育長
横 溝 亮	横浜市教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課 指導主事
吉 田 美 穂	弘前大学大学院教育学研究科教授

(五十音順、敬称略)
(令和8年3月末時点)